

**ふれあい住宅デー開催**  
地元で働く住まいづくりの専門家が、ボランティアで住宅相談・耐震相談・包丁研ぎや網戸張替などをを行います。  
日時 6月9日(日) 午前10時～午後2時20分(受付終了)  
場所 ㈱JAひびきのファーム  
問合せ 埼玉土建一般労働組合本庄支部  
☎73-11422

**埼玉土建本庄支部からのお知らせ**

**インボイス制度説明**  
個人・法人事業者のかた向けに「消費税のインボイス制度説明会」を次のとおり開催します。  
日時 6月6日(木) 午後2時～4時  
場所 本庄税務署 2階会議室  
※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。  
定員 20名(事前申込制)  
※6月5日(水) 午後5時までに電話で申込みをお願いします。  
申込み・問合せ 本庄税務署  
法人課税部門 ☎22-2112  
個人課税部門 ☎22-2114

**本庄税務署からのお知らせ**

**参加者募集!**  
【本庄早稲田塾】  
新任管理監督者研修  
管理者として必要な知識・役割・マネジメント能力等を、グループ討議や事例演習を交えながら習得します。新たに管理者になられたかたのスキルアップに、ぜひ当研修をご活用ください。  
日時 7月9日(火)・10日(水) 午前9時30分～午後4時45分  
場所 早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター  
講師 田中久男(たなか ひさお)氏  
対象 新たに管理者になって概ね5年以内のかた  
定員 30人(先着順)  
費用 16,000円(テキスト代含む)  
申込方法 7月4日(木)までに、電話または左記QRコードから申込み  
問合せ (公財)本庄早稲田国際リサーチパーク  
☎24-17455

**自衛官募集**

自衛隊埼玉地方協力本部では、次の要領で自衛官などを募集します。  
【自衛官候補生】(第2回)  
受付期限 7月3日(水)まで  
受験資格 18歳以上33歳未満のかた(採用予定月の1日現在)  
試験日 1次試験 7月15日(月)・16日(火) いずれか1日(WEB試験)  
2次試験 7月20日(土)(面接・身体検査)  
入隊時期 令和7年3月下旬予定  
その他 一部期日等変更がある場合がありますので細部はお問い合わせください。  
問合せ 自衛隊埼玉地方協力本部 熊谷地域事務所  
☎048-1522-4855

**国家を守る、公務員**

**防火管理講習会の開催について**  
学校、病院、工場、事務所、店舗その他多数の者が出入し、勤務し、または居住する建物(収容される者の数が、グループホームなどの社会福祉施設等は10人以上、不特定の者を収容する建物は30人以上、その他の建物は50人以上)には、消防法で定める資格を有する防火管理者を置かなければなりません。  
令和6年度の講習会を下記のとおり開催しますので、受講をお願いします。

**甲種防火管理新規講習会**

日程 ①7月24日(水)・25日(木) 午前9時20分～午後4時50分  
②8月20日(火)・21日(水) 午前9時20分～午後4時55分  
③令和7年2月13日(木)・14日(金) 午前9時20分～午後4時50分  
会場 ①本市市児玉文化会館セルディ大会議室  
②早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター  
③サンデンコミュニケーションプラザ  
申込期間 ①6月4日(火)～11日(火)  
②6月25日(火)～7月2日(火)  
③12月17日(火)～12月24日(火)  
申込方法 インターネットまたはFAX  
※詳しくは、一般財団法人日本防火・防災協会のホームページをご確認ください。  
問合せ 一般財団法人日本防火・防災協会  
☎03-6263-9904

**乙種防火管理講習会(上記②と同時開催)**

日程 8月20日(火) 午前9時20分～午後4時55分  
会場 早稲田リサーチパークコミュニケーションセンター  
申込期間 6月25日(火)～7月2日(火)  
申込方法 インターネットまたはFAX  
※詳しくは、一般財団法人日本防火・防災協会のホームページをご確認ください。  
問合せ 一般財団法人日本防火・防災協会  
☎03-6263-9904

**さいたま地方法務局熊谷支局からのお知らせ ☎048-524-8805**

**相続登記の申請が義務化されました!**

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。  
なお、相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日より前に亡くなった方の相続についても対象になります。  
正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。



**法務局に預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度**  
自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざんなどを防止できるほか、家庭裁判所の検認手続も不要となります。  
遺言書を残すことにより、相続手続における相続人同士の争いを減らすことができます。

**遺言書ほかんがルー**

